

ヘーゲル著『ドイツ国制論』草稿断片

訳と註 (4)

早 瀬 明

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Japanische Übersetzung und realgeschichtliche und ideengeschichtliche Kommentare zu Hegels Fragmenten einer Kritik der Verfassung Deutschlands (Fortsetzung): In diesem Teil wird zuerst die Abwesenheit des einheitlichen Finanzwesens im Heiligen Römischen Reich Deutscher Nation, dann seine politische Ohnmacht in der neuzeitlichen Geschichte Europas, und schließlich sein Charakter als Gedankenstaat, wie er sich in seinem Justizwesen zeigt, thematisiert.

内 容 解 説

まず、前回の部分に引き続き、帝国の解体という事態が、帝国に於ける統一的な財政制度の不在という事態の中で確認される。そうした不在を惹起したドイツ人の考え方が皮肉たっぷりに抉り出された上で、前回までに論じられた統一的な帝国軍の不在という事態と併せて、「このような戦力の解体と財政の欠如との故に国家権力を形成し得なかった集団は、外敵に対して自らの独立性を守る能力が無い。」という断定が下される。

次いで、そうした断定の真理性が、ドイツのこれまでの外交史を通して具体的に証示されていく。特にドイツの現状にとって決定的な意味をもつと考えられる「ヴェストファーレン講和条約以来ドイツの無力とその無力に必然的な運命とが外国の諸勢力への関係の中でどのように現れてきたかという点について簡潔な概観を与える」という仕方で、換言すれば、ヴェストファーレン講和条約以来のドイツ帝国の歴史を領土喪失の歴史として描き出すことによって、上述の断定の真理性を立証しようとする。

最後部分では、そうした歴史を通して、「ドイツは、戦力 (Kriegsmacht) 並びに財力 (Geldmacht) の点で自分の中に国家権力を形成しておらず、従って、一個の国家ではなく独立した諸国家の寄集め (eine Menge von unabhängigen Staaten) であると看做されなければならない。」ということ、換言すれば、「ドイツは思想 (Gedanke) の中では国家であるが、現実 (Wirklichkeit) の中では国家でない」ということを認める他ないことが確認され、更に、その根底に「普遍的秩序 (Ordnung) が、実在性への移行の途中で麻痺させられ」ているという事態の存在することが抉り出される。即ち、ドイツが単なる思想上の国家であるに過ぎないという事態が、法秩序従って司法組織の在り方の問題として提示されてくる。そして、其処では、帝国の法

律（形式）と法律が適用される素材乃至質料との間の通約不可能性という事態を根拠として、普遍的秩序の実在化という司法の課題の解決の原理的な不可能性が理論的に提示されると同時に、そこからの帰結が、ドイツ帝国の司法制度の現実¹に即して具体的に提示される。例えば、「帝国司法権力の中で、〈市民に関わる司法〉（bürgerliche Rechtspflege）と〈国家に関わる司法〉（Staatsrechtspflege）が混同されている。」と云った、ドイツ司法の本質的な欠陥が抉り出される。

訳

とは云え、時折は、ドイツのために財政制度を創始すべき必要性が〔帝国等族によって〕感じられて、国家としての帝国のために資金源を設けようという提案が〔帝国等族によって〕為されたことは、否定できない。〔しかし、〕そうしたこと〔提案〕の一方で、〔帝国〕等族には、出資を定めた法律によって〔帝国の〕財力を現実化しようとする本意が無かったのであるから——若しそうした本意があったとすれば、国家になら〔当然〕存在するような制度に類似したものが出来上がっていたはずである——〔帝国等族の中で、〕国家のための恒久的資金を見出すことと、〔帝国〕等族に負担を課したり何らかの仕方で拘束したりしないことが、統合されなければならないであったであろう。〔然るに、〕〔帝国〕等族が負担を課されたり拘束されたりしてはならないという条件は、非常に際立った〔除外し得ない〕ものであり、従って、〔帝国等族は、〕全体のことについて真剣に考えているというよりは、敬虔〔を装った〕願望を懐いているに過ぎなかった。——そうした類の願望を利用して、願望の向けられた対象に対する内面に潜む真の無関心が、少なくとも、〔帝国〕全体のためにはびた一文も払うまいという固い決意が、格別に愛国的であることを装う振る舞いや表情の背後に隠蔽されているのは、いつものことである。——それ故に、帝国が財政制度を確立しようと躍起になっている時に、名誉ある帝国市民（Reichsbürger）¹の或る会合で、ドイツ帝国のためとして、「仮にドイツの金山が増えて、そこ〔で採れる金〕から鑄造され先ずは発行されたドゥッカーテン金貨が、帝国のために使用〔支出〕されないとしたら、そうした金貨は悉く直ちに水のように流れ〔消え〕去るべきであろう」という願望を披歴した者が、ドイツに嘗て存在した中で最も偉大な愛国者²であると看做されたのは、何も不思議なことではない。何故なら、彼等〔帝国等族〕は、最初の瞬間に、そのような願望によっては帝国金庫に一文も入らないという反省よりも先に、そう〔金貨が悉く帝国のために使用されるように〕なれば〔自分が〕支出する必要は全く無くなるという感情を懐いたのであるからである。また、仮にそうした反省が現実¹に生じていたとすれば、彼等が、自分達の〔愛国的な〕言辞にも拘らず、実際に意図していたこと〔帝国等族の利害〕以上には何も語っていないことに気が付いたことであろう。

このことはさて措くとしても、少し古い帝国議会は、そうした〔国家のための恒久的な〕資金の必要のために、そうした〔金山のような〕観念上の単に空想的な財源をではなくて、——いずれかの〔帝国〕等族が自分の財産の内の幾らかを犠牲に供しなければならぬということもな

く——現実的な土地、存在している土地、真正の实在物を、帝国国事の出費に支出するためのものとして定めていた³⁾。それは、彼の狩人達が、实在的な熊、空想上のものでない熊を、酒宴の支払いのためのものとして定めていたのと同様である。数百年前に或る法律が作られた。即ち、外国の手に落ちていた土地をドイツ帝国が自分の許に取り戻した時には、そうした土地すべてが帝国の資金を創設するためのものとされるべきである、と⁴⁾。従って、戦争で、外国の手に落ちていた土地をドイツ帝国が自分の許に取り戻す機会が訪れた場合ですらも、ドイツ帝国は、より多くを失うことで〔逆に〕帝国の資金を増加させるべく常に企む術を心得ていたのである。それ故に、ライン左岸の喪失⁵⁾でさえも、幾らかでも慰めになるような側面から、即ち、帝国財政基金 (Reichs = Finanz = Fonds) 創設の可能性への方途と看做されざるを得ないのである。——仮に今日でもドイツの国法学者に向かって財政の惨めな欠陥を論うことができるとすれば、その国法学者は、ドイツ帝国国制がこうした〔幾らかでも慰めになるような〕側面でも完全であることを、上述のような方途を示して、主張するであろう、と確信を以て言うことができる。——仮に、その時代ではもっともなものであったそうした思想〔考え方〕の御蔭で、そうした希望を懐く点では多血質な (sanguinisch)⁶⁾〔楽天的な〕ドイツ的性格が今もなお、ヨーロッパ及びドイツの今日的な政治状況の下でも、そうした思想に〔帝国財政基金創設の〕希望を繋ぐことがあり得るとしても、くドイツが、我々の時代に於て国家の本質に属している種類の権力即ち財力 (Geldmacht) を、実際に、且つ、我々が問題にしている今の時代〔状況〕の中で、所有しているか否か) を勘案するならば、そうした思想を頼りにすることは〔最早〕できないのである。

外国との戦争に於てではなく、叛乱を起こして〔帝国〕アハト (Acht) 刑に処せられた〔帝国〕等族との戦争に於て、別の〔帝国〕等族が国家〔帝国〕に代わって経費を負担した場合に、この普遍的な支出を賄い後者〔の等族〕に賠償する特別の遣り方が、嘗ては存在した。即ち、〔帝国〕アハト刑の宣告その他の帝国裁判所判決 (Reichsgerichtliche Bescheide)⁷⁾の執行が実際に開始された——常にそうなるとは限らないが——場合に、その費用は、もし〔裁判で〕敗北した当事者が単に権利に於てのみならず戦争に於ても敗北したのであるならば、その敗北した当事者の負担とされたのである⁸⁾。——〔但し、〕七年戦争での帝国執行 (Reichsexecution)⁹⁾〔に係った〕軍隊は、その苦勞に対する如何なる損失補償をも受け取らなかった。——〔判決〕執行の費用を支払わせる彼の遣り方は、以前であれば、〔帝国〕アハト刑の宣告を時折現実的に執行する上で力強い拍車の役割を果たした。なぜなら、執行する側は、〔裁判所の判決〕以上の権利〔根拠〕が無くても、また、他に〔裁判所の判決〕以上の釈明が無くても、執行される側の土地が自分のものになったからである。例えばスイス人はハプスブルク家の古くからの相続財産〔であった土地〕¹⁰⁾の大部分を、バイエルンはドナウヴェルトを、〔上述の遣り方で〕所有するに至った¹¹⁾、等々の事例がある。

このような戦力の解体と財政の欠如との故に国家権力を形成し得なかった集団は、外敵に対して自らの独立性を守る能力が無い。そうした集団は、必然的に、自らの独立性が一挙にでなくとも徐々に消滅するのを目撃せざるを得ないし、自らの独立性が〔外敵による〕あらゆる掠奪と狼

藉に曝されるのを目撃せざるを得ない。そうした集団は、必然的に、戦争の主要経費を味方の為に〔軍費分担〕も敵方の為〔賠償肩代わり〕にも負担せざるを得ず、領地 (Provinzen) を外国勢力に奪われざるを得ない。〔結局、〕そうした集団は、個々の成員に対する国家権力が根絶され臣下に対する支配権 (Oberherrlichkeit) が失われているが故に、主権的 (souverän) 諸国家以外の何物をも自らの中に含まない。それら諸国家は、主権的なものとして、実力と策略に従って相互に関係し合うから、比較的強い国家は膨張し、比較的弱い国家は〔比較的強い国家に〕呑み込まれる。比較的有力な国家と云えども、強大な権力に較べれば再び無力なものとなる。

何世紀にも互る〔歴史の〕歩みの中でドイツ帝国 (das deutsche Reich) が〔今日までに〕失ってきた諸地方は、長く悲しい一覧表を作り上げる。一方で、国〔家体〕制即ち国家権力組織の法律は、悉く無に帰してしまって、〔今日〕論じるべき事柄を殆ど乃至全く提供してくれないが故に、国法学者達は、〔今日では〕空虚で無意味となってしまった印、即ち、〔過去に〕存在したものの〔領地〕と〔それに対する〕請求権の〔存在を示す〕印璽を記述することに傾注せざるを得ない。他方で、こうした請求権〔の記述〕は癒しの感動を伴っており、それは、零落した貴族 (Edelmann)¹²⁾ が、亡くなった自分の先祖の遺してくれた最後の物を保存するときに伴う感動と同じものである。—それは、〔いつまでも〕安全で掻き乱されることが無いという利点をもつ慰めである。〔しかしながら、〕このようにして描き出されたもの〔領地地図〕は、先祖〔が過去に所有した〕騎士領 (Rittergüter)¹³⁾ の現在の所有者に対する異議申し立て〔請求権の行使〕を可能にするものでもなく、また、ドイツ帝国による国法上の請求権が嘗て〔外国の〕大臣に、ドイツ帝国が異議申し立てをしてくるのではないかという懸念を懐かせたことも無かった。〔それ故に、〕両者即ち貴族と国法学者は安心して彼等の無邪気で無害な娯楽に身を委ねることができるのである。

仮に国法学者がまだ、ハンガリーやポーランドやプロイセンやナポリ等に対する「神聖ローマ・ドイツ帝国 (das heilige römisch = deutsche Reich)」の請求権を解説することで満足しているとすれば、そうした権利の政治的無意味について以下のことを指摘しておかねばならない。それは、即ち、そうした請求権は、ドイツ帝国そのものによりは、寧ろローマ〔帝国〕の帝位、キリスト教徒〔全体〕の首長、そして世界の主人に関わるものであること、並びに、ローマ皇帝とゲルマニア (Germanien) における王〔ドイツ王〕とは、称号が〔既に〕言い表していた様に、本質からして別のものであったということである。従って、皇帝の支配権に属するとされていたことを、即ち、地理的な位置からしても〔そこに住まう〕諸民族の個性からしても隔たっている地方同士の不自然な統合を、主張しようなどという関心も意志も (後に至っては力も) ドイツ帝国はもっていなかった。〔更に、〕帝国にとって〔神聖ローマ・ドイツ帝国という名称からすれば〕不可欠の部分である諸地方¹⁴⁾ をすら帝国は維持しようともしていなかったし維持できもしなかったのであるから、〔帝国がそうした不自然な統合を主張することなど〕益々もってあり得なかった。

ロンバルディア王国との〔神聖ローマ・ドイツ帝国の〕結び付きは、最近に至るまで (bis auf den letzten Zeiten) 痕跡が残されていた¹⁵⁾。しかし、〔だからと云って〕このロンバルディア王国を本来のドイツ王国 (das eigentliche deutsche Königreich) にとって本質的な部分と看做すことはできない。まして、ロンバルディア王国は一個の〔神聖ローマ・ドイツ王国に対して〕独自の王国であった¹⁶⁾ 上に、〔嘗て〕ロンバルディア王国の〔一部であった〕諸国家の内の幾つか¹⁷⁾ が保持していたドイツ帝国等族としての資格も疾うの昔にその効力を失っていた¹⁸⁾ から、尚更にそう看做すことなどではしない。

しかし、ドイツ帝国に本質的に帰属し、且つ、帝国等族としての資格を所有し行使していた諸地方に関して言えば、帝国の行なった戦争の殆ど全てが、それら諸地方の内の幾つかを喪失することを以て終わったのである。

こうした喪失は、厳密には、二種類のものの中を含んでいる。即ち、〔第一には、〕ドイツの諸地方が、外国の支配権に本来の意味で服属 (Unterwerfung) し、帝国に対する総ての権利と義務から完全に放免される、という場合である。〔第二に〕国家〔帝国〕にとって喪失と看做されるのは、以下のような場合、即ち、非常に多くの諸地方が、〔一方で、〕皇帝と帝国に対する従前通りに法的で外見的な関係の中に留まり、〔他方で〕同時に、〔嘗て〕帝国の構成員となったか或は〔嘗て〕帝国の構成員であったかのいずれかであるにも拘らず、〔現在は、帝国から〕独立した国家の君主であるような君侯 (Fürst) を戴いた、という場合である。後者の場合は、外見的には、如何なる喪失でもなく総てを以前のままに保ったように見えるが、しかし〔その実〕、国家の繋がりをその大黒柱から掘り崩してしまったのである。何故なら、これらの諸地方は、そうする〔上述の様な君侯を戴く〕事によって、〔帝国の〕国家権力から独立したものになってしまったからである。

我々としては、あまり古い時代にまで遡ることはせずに、専ら、ヴェストファーレン講和条約以来ドイツの無力とその無力に必然的な運命とが外国の諸勢力への関係の中でどのように現れてきたかという点について簡潔な概観を与えるに留める。〔その際、〕講和条約締結に於けるドイツの領土喪失についてのみ話題にするのは勿論のことである。なぜなら、戦争の齎す損害〔一般〕など、いくら挙げても、測り知れない程のものであるから。

ヴェストファーレン講和条約に於ては、ネーデルラント連邦共和国〔オランダ〕とドイツ帝国との総ての結び付きが失われた¹⁹⁾ のみならず、スイスも失われた。スイスの〔ドイツ帝国からの〕独立は、事実上は遙か以前に生じていたが²⁰⁾、この時に公式に承認されたのである²¹⁾。このことは、〔現実的〕所有の喪失ではなく請求権の喪失である。この喪失は、それ自体としては重要なことでないが、ドイツ帝国にとっては重要なことである。〔なぜなら、〕ドイツ帝国は、実在性を全く欠く幻想上の請求権や権利を、現実的な所有よりも高く評価していたのであるから。

その際にドイツはまた、司教領メッツ、トゥール、ヴェルダンを公式にフランスへ割譲した²²⁾。〔但し、〕これ等の司教区をドイツは百年前に既に失っていた²³⁾。これに対して、帝国にとって現実的な喪失となったのは、方伯領エルザス即ちオーストリアが所有していた限りでの方伯領エル

ザスと帝国都市ビザンツ〔ブザンソン〕とをスペインに割譲したことである²⁴⁾。

〔フランスやスペインに割譲された〕これらの諸地方は、〔そのまま、〕ドイツとのあらゆる結び付きから離れた。しかし、これら以上の〔数の〕諸地方が、〔ドイツに対する〕法的並びに理論的な依存関係の内に留まった一方で、それらの諸地方の君侯が〔ドイツへの法的依存関係の内にあり〕同時に〔ドイツにとって〕外国の君主でもあるという事実の故に、実際には、〔ドイツから〕結局は分離していくことになった。即ち、スウェーデンには、前ポンメルン、後ポンメルンの一部、大司教区ブレーメン、司教区フェルデン、〔ハンザ同盟〕都市ヴィスマルが帰属することになった。ブランデンブルク辺境伯、プロイセン大公（後の王）には、大司教区マグデブルク、司教区ハルバーシュタット、カミン²⁵⁾、ミンデンが帰属することになった²⁶⁾。仮令ブランデンブルクの君侯が同時に主権者（Souverain）であった訳ではないとしても、ドイツ〔帝国〕の等族の数がこのように減少してひとつの集団へと融合したことは、ひとつの国家権力を形成するのと殆ど異なる結果を齎したと言えるであろう。即ち、この国家権力たるや、今や、ドイツ〔帝国〕の国家権力への服属を拒否して、それに抵抗し得る程のものとなった。こうしたことは、その国家権力が複数に分割されている時には為し得なかったことである。こうした減少には、以上で言及したもの以外にも、幾つかの特殊な〔帝国〕等族が関わっていた。シュヴェーリン、ラッツェブルク等がそれである²⁷⁾。

ドイツ国家（der deutsche Staat）にとって〔領土の喪失と〕同様に破壊的であったのは、以下のような事情である。即ち、ドイツ帝国は外国の諸勢力に対して——この外国諸勢力が、力づくであれ招き寄せられてであれ、ドイツの〔国内〕問題に干渉してきて、隅々まで荒らし廻り、〔ヴェストファーレン〕講和条約をも多かれ少なかれ指図したのであってみれば——この講和条約の中で、ドイツ帝国の国制と国内諸関係について〔干渉する〕保証を与え²⁸⁾、そのことによって、帝国自身を国家として維持し帝国の国制を維持していく能力が〔帝国に〕欠如していることを認めたのであり、更には、帝国の国内問題を外国の利害に委ねたのである。このことが破壊的であった。

〔ドイツ帝国を〕弱体化させた別の内的要因は、〔第一に、〕幾つかの地方〔領邦〕に不上訴特権（AppellationsPrivilegien）²⁹⁾が〔皇帝から〕附与されたことであり、〔第二に、〕一部で、被告が訴訟を処理されたいと望む帝国裁判所を選択すること³⁰⁾が許可されもした（なぜ〔選択の許可が求められる〕かと云えば、被告は選択を遅らせることによって訴訟手続をより一層遅らせることができるから。）ことであり、〔第三に、〕以上のすべてにまして、以下のような法律が制定されたことである。即ち、宗教問題に於てのみならず、しかも、宗教の在り方の中でも全く外的な部分・純然たる世俗的な部分に関わる問題に於てのみならず、帝国全体に関与するすべての問題に於ても、帝国議会では票の多数が拘束力をもつことはないものとする³¹⁾——〔並びに、〕ドイツ帝国は、帝国都市に担保として与えた（verpfändete）主権的³²⁾諸権利を請け戻す（einlösen）ことは最早許されないものとする³³⁾、という法律がそれである。

次の講和条約、即ちナイメーヘン講和条約³⁴⁾——この講和条約は、帝国代表者会議³⁵⁾を開催せ

ずに締結されたものであったが、帝国によって批准され、従って、「この講和条約に対する帝国側からの如何なる抗議も受け容れられるべきではない」とする講和条約の約款³⁶⁾も批准された——の中でブルグント伯領に対する帝国の高権 (Hoheit) は放棄され³⁷⁾、北ドイツの幾つかの地域はその領主が変わり³⁸⁾、南ドイツではドイツの諸要塞に於けるフランスの駐留権が変更された³⁹⁾。

ドイツ帝国は、諸々の講和条約締結に於ける〔領土〕喪失に加えて、他の諸国家では容易には現れないような全く独自の諸現象を示した。即ち、ナイメーヘン講和条約締結の後、平和の真只中に (im tiefsten Frieden)⁴⁰⁾ エルザスの十帝国都市〔同盟〕と他の諸地方とがフランス領となって失われた。

レイスウェイク講和条約⁴¹⁾ は帝国代表者会議の陪席の下で締結されたが、〔その際、〕帝国代表者会議は、外国使節との会議に列席することを許されず、皇帝使節の意向に従って、報告を受け取り賛成意見を求められた〔に過ぎない〕。この講和条約は、上記の諸地方をフランスが領有することを批准し、その代りに、帝国には帝国要塞ケールの獲得を〔認めた〕ものではあるが、〔以前フランスに〕征服されていたものがフランスから返還された〔ライン川右岸の〕諸地方に於ける宗教に関する有名な約款⁴²⁾ を含んでいた。この約款は、プロテスタントの帝国等族に多くの問題を生じさせ、プファルツに多大な禍を齎すのに手を貸した。

バーデン講和会議⁴³⁾ には帝国代表者会議は関与せず、講和条約自身もドイツ帝国に如何なる直接的変更をも生ぜしめず、オーストリアはプライザハとフライブルクを取り戻した。この講和条約が、厳密には、ドイツ帝国が締結した最後の講和条約である⁴⁴⁾。バーデン講和条約から七年 (帝国) 戦争に至るまでの帝国史を表にして一覧すれば判るように、〔その間〕開戦の宣言も講和条約の締結も認められないのであるから、この長い期間⁴⁵⁾ ドイツは平和の絶頂を享受していたと信じざるを得ないかもしれないが、〔実は、〕その間ドイツの国土は以前と全く同様に戦闘と破壊の舞台であった⁴⁶⁾。

スウェーデンが〔国王〕カール十二世の死後にハノーファー、プロイセン、デンマーク、ロシアと締結した数々の講和条約⁴⁷⁾ は、その勇敢な国王が勝ち取ってきたヨーロッパ列強間での地位をスウェーデンから奪い去ったのみならず、ドイツに於けるその影響力を失わせることにもなった。しかし、後者の事情によってドイツ〔帝国〕の国家権力が得たものは何も無かった。なぜなら、スウェーデンが失った諸地方はドイツの〔領邦〕君主達のものとなりはしたが⁴⁸⁾、〔今度は〕その君主達⁴⁹⁾ がドイツ〔帝国〕の統一にとっての脅威となっていくからである。

ウィーン講和条約でドイツが失ったものは、ロートリンゲンとの関係の他には何も無かった。〔また、〕この講和条約は、帝国が批准するに至らなかった。

オーストリア継承戦争でドイツは長期に互る破壊の舞台となった。ドイツ最大の〔領邦〕君主達はその戦争に巻き込まれた。外国の君主達の軍隊がドイツの国土の上で闘った。しかし、それでもドイツ帝国は平和の頂点にあった。〔その間に、〕スウェーデンにとって代わったプロイセンが、この戦争の中で勢力を拡大していった。

遙かに破壊的、特に北ドイツにとってそうであったのは、七年戦争である。確かに、この度はドイツ帝国も戦争を、しかも、〔帝国〕アハト刑執行戦争（Achts = Exektionskrieg）⁵⁰を遂行した。しかしながら、帝国の敵達は、帝国が戦争を遂行していることを認める〔ことによって〕帝国に敬意を表することすら、また、帝国と講和条約を締結する〔ことによって〕帝国に敬意を表することすらしなかった。

最後に、リュネヴィル講和条約⁵¹は、イタリアに於ける宗主権（Oberherrlichkeit）に属する多くの権利をドイツから奪ったのみならず、ライン左岸全体をもドイツから引き剥がした。また、この講和条約は、それだけで既にドイツの〔領邦〕君主の数を減少させ、〔そのことによって〕ドイツの領邦等族の数がさらに大幅に減少して〔強大な〕個別的部分が全体並びに弱小〔領邦〕等族にとって一層の脅威となるための基礎を据えた。

戦争の最中に一方の半分が、互いの中で戦火を交えるか、或は、共同防衛を放棄し中立〔条約締結〕によって他方の半分を敵の犠牲に供するか、そのいずれかであるような国は、戦争時には引き裂かれ、平時には切り刻まれることにならざるを得ない。何故なら、一国の強さは、その住民や戦士の量に存するのでもなく、その肥沃さに存するのでもなく、その大きさに存するのでもなく、寧ろ専ら、諸部分がひとつの国家権力へと理性的に結合されること（vernünftige Verbindung der Theile zu einer Staatsgewalt）によってこれら〔諸部分〕全てが共同防衛という偉大な目的のために用いられる、という在り方に存する。

ところで、ドイツは、戦力（Kriegsmacht）並びに財力（Geldmacht）の点で自分の中に国家権力を形成しておらず、従って、一個の国家ではなく独立した諸国家の寄集め（eine Menge von unabhängigen Staaten）であると看做されなければならない。これら諸国家のうちで、強大なもの、〔ドイツ国内では勿論のこと〕外国との関係に於てすら独立国家として振る舞っているのに対して、弱小のものは、何等かの大きな趨勢に追従せざるを得ない。時々なにか特定の目的に向けてドイツ帝国の名の下に連合（Association）⁵²が成立するが、そうした連合は、常に部分的な仕方ですつ連合参加者の随意に従って結成されるのであり、〔ドイツ帝国を構成する諸国家とは〕別の〔外国の〕諸勢力の同盟（Coalition）であれば有しうる利点の総てを欠いている。と云うのも、〔一方で、〕こうした同盟にあっては、仮令同盟が長く持続することはなく、また長続きしても戦争のような場合に全く同等の力が完全にひとつの政府の下にある時のような著しい成果を生じることはないとしても、当然、同盟参加者の目的である事にとって極めて有用な処置と手段がとられ、従って、総ては目的に向かって整えられるのに対して、〔他方で、〕ドイツの〔帝国〕等族の同盟⁵³は、同盟の総ての活動を麻痺させる目的で、即ち、同盟の意図したことの達成を始めから既に不可能にする目的で、同盟〔自身〕が創り出した諸々の形式的手続、制限、際限ない配慮によって拘束されているからである。〔抑々、〕ドイツ帝国がドイツ帝国として為すことは、決して〈全体〉によるひとつの〔統一的な〕行為ではなく、〈多かれ少なかれ〔限定された〕範囲をもつ連合〉による行為なのである。しかも、連合への参加者が画策している事を達成するための手段は、その目的のために手配されたものではない。〔連合参加者が〕第一にそして

唯一つ配慮していることは、連合参加者の分離状態を規定している〔即ち〕彼等が連合しないよう規定している、連合参加者の関係〔の在り方〕を維持することである。そのような連合は、丸い石がピラミッドを作るように積み上げられた物に似ている。それらの石は真ん丸で何時までも噛み合わないままであるから、そのピラミッドは、それが造られた目的に向かって動き始めるや否や、バラバラに転がり始めるか、或は、少なくともそうなるのに抵抗することができないかである⁵⁴。そうした仕組みの故に、〔連合を形成している〕これら諸国家には、国家的結合のもつ無限の利益が欠けているのみならず、個別の共同目的のために他の〔国家⁵⁵〕と結合し得るといふ、独立〔国家〕故の利益も欠けている。と云うのも、こうした場合〔他の国家との結合〕に備えて、それらの諸国家には、如何なる統合をも〔やがては〕無力にしてしまう或は抑々の初めから無力にしてしまっている足枷が、嵌められているからである⁵⁶。

所で、このようにしてドイツの〔帝国〕等族は、自分達の統合を放棄し、また、〈必要や困窮が生じた時に当然に一時乃至当座の目的に向けて統合する可能性〉を自らに対して閉じてしまったが、それにも拘らず、「ドイツは一つの国家であるべきだ」という要請は存在している。〔ここに〕矛盾が露わになってくる。即ち、〔一方で〕如何なる国家も可能とならず現実ともならないように〔帝国〕等族同士の関係を規定しておきながら、〔他方で〕ドイツは国家の一つと看做されるべきであり、端的に一個の〔統一的な〕団体 (Ein Körper) と看做されねばならない〔とする〕。斯様な精神 (Geist) が数世紀⁵⁷ に互って、〈国家〔であること〕を不可能にしようとする意志〉と〈国家であろうとする意志〉との間の〔矛盾の中にある〕ドイツを、一連の不整合の中へ投げ入れてきたのであり、〈〔帝国〕等族が全体〔帝国〕への如何なる類の服属に対しても猜疑心を懐くこと〉と〈〔帝国等族が〕斯様な服属無くしては存立し得ないこと〉との間の〔矛盾の中にあるドイツを〕不幸に陥れてきたのである。「ドイツは国家ではないが、それでも国家である」ことが如何にして可能であるかという問題の解決は、《ドイツは思想 (Gedanke) の中では国家であるが、現実 (Wirklichkeit) の中では国家でない》《形式性 (Formalität) と実在性 (Realität) とが分離しており、空虚な形式性は国家に帰属するが実在性は国家の非存在に帰属する》とすれば、容易に得られる。〔ここで謂う〕思想国家 (Gedankenstaat)⁵⁸ の体系とは、国家の本質に属する事柄に於て〔行使し得る〕實力 (Krafft) をもたない法的体制 (Rechtsverfassung) の組織のことである。〔確かに、〕「皇帝と帝国」(Kayser und Reich) に対する、〔即ち、〕等族議会 (Stände) と結合した元首〔皇帝〕に於て成り立つ最高政府に対する、各〔帝国〕等族の諸義務は、儀式ばって原則を定めている無数の公文書 (Acten) によって極めて厳格に規定されている。これらの〔公文書が規定する〕義務や権利は法律の一体系を構成しており、この体系に則って、各〔帝国〕等族の国法上の地位や履行すべき義務が極めて厳格に指定されている。また、こうした法的規定に則ってのみ普遍的な事柄に対する個別的等族各々の寄与は為されるべきものであるとされている。然し、こうして〔成立する〕合法性の本性は、〔各帝国等族の〕国法上の地位やこの地位に伴う⁵⁹ 義務が、普遍的な本来の法律〔公法〕に則って規定されているのではなく民法 (die bürgerlichen Gesetze) 〔私法〕の方式に則って規定されているという点、

〔即ち、〕全体に対する各〔帝国〕等族の關係が〔私的〕所有の形式をとる特殊なものであるという点に在る。こうした〔合法性の本性〕によって〔帝国の〕国家権力の本性は本質的な影響を受けることになる。〔然るに、〕国家権力より流れ出る⁶⁰⁾法令 (Act) は、〔本来、〕普遍的なものであり、そうした法令は、それが真に普遍的であることによって同時に、その適用の規則を自分の中に含んでいるが、その法令が関わる〔適用される〕事柄は、普遍的で自分自身に等しいもの〔区別＝規定性を含まないもの〕である。国家権力〔より流れ出た〕法令は、自由で普遍的な規定性を〔適用の対象の〕中に持ち込む。法令の執行は同時に法令の適用であり、また、この適用は、法令が適用される事柄の中には〈区別を可能にするもの〉(unterscheidbares) が何も無いのであるから、法令自身の中で規定されているのでなければならない。しかも、法令の適用には、〔適用に〕冷淡な素材や不平等な素材が抵抗することもない。〔例えば、〕「一定の年齢の男子の百分の一が入営すべし」或は「資産の或るパーセントが、或は、土地一フーフエ⁶¹⁾毎に一定の租税が支払われるべし」という法令が国家権力から流れ出てくるとすると、〔その法令によって〕定められる〔対象〕は、全く普遍的に、一定の年齢の男子、資産または土地である〔に過ぎず〕、人間と人間の間、資産〔と資産〕の間、土地と土地の間には、如何なる区別も存在していない。自分に等しい〔区別を含まない〕平面にやって来る規定性は、純粹に国家権力によって〔のみ〕定立され得る。「男子の百分の一」「五パーセント」等は、全く普遍的な規定性であり、この規定性を自分に等しい〔区別を含まない〕素材の中へ持ち込むためには、如何なる特殊な適用も必要とされない。と云うのは、丸太の上には切削の基準となる直線が引かれている様に〔素材の上に、〕先ず以て消し去られるべき〔別の適用のために引かれた〕線が、或は、特定の〔適用〕の基準となるべき線が引かれているのではないからである。然しながら、法律の適用されるべき対象が、この法律に対して〔既に〕それ自身で多様に規定されているならば、その法律は適用の規則を自分の中に完備しているとは言えない。寧ろ、その反対である。〔即ち、〕素材の各々の特殊的部分に対して固有の適用が存在する。即ち、法律とその執行との間には、適用の〔素材に〕固有な働き (Act) が介在しており、その働きは司法権力 (die richterliche Gewalt) が行う。従って、帝国の法律は、何も書かれていない板に対して、その中に線を書き区画を作るための普遍的な規則を与えるようなものではなく、また、そのような同一の規則に従って現実的調整を執り行うものでもない。寧ろ、帝国の法律には、法律がそれに向けて作られる質料が、質料に固有で前以て既に与えられている規定性を具備して (in)、対立している。従って、帝国の法律を執行するに先立って、「如何にして、〔質料＝素材の〕各部分の具えている特殊な線や形態が、法律の定める線や形態と、繋がり得るのか」或は「普遍的な法律が各部分に対してどれ程の拘束力をもつのか」という〔問題に答える〕可能性を先ず発見しなければならない。仮に〔両者の間に〕矛盾が生じてくる場合には、司法権力がそうした可能性を発見しなければならない⁶²⁾。然るに、この発見という〔課題〕について実際は以下の事が明らかである。即ち、勿論、〔矛盾を解決する可能性が〕発見されるべきなのであるが、しかし、第一に、それを発見する事が司法権力には殆ど不可能となるように司法権力が組織されているという事であり、第二に、質料のもつ特殊な

規定性が普遍的な法律に対して、直線が円弧に対してもつと同じ関係に在るが故に、従って、国家権力〔にとって〕普遍的な素材の〔もつ〕こうした〔特殊な〕規定性と国家権力の〔適用する〕法律との統合不可能性⁶³⁾が前以て既に成り立っているが故に、司法権力が〔折角〕理論上で発見したのも、実現されることがなく、発見は思想の中に留まり、結局は、発見の仕事の全体が殆ど不可能に等しいものとなるという事である⁶⁴⁾。このような次第で、思想国家及び〈国法 (Staats = Recht) 乃至制定法 (Staats = Gesetze)⁶⁵⁾の体系〉が直線であるのに対して、思想国家の実現されるべき所は円弧の形態を持っており、しかも、人の知る通り両方の線は通約不可能である。また、この円弧は直線とは上述の如く統合不可能であるが、事実として (de facto) そうなるのではなく、〔統合不可能であるからと云って、〕円弧が〔直線 = 法に対立する〕暴力や違法や恣意の形式をとるのではない。寧ろ、円弧が斯様に〔直線と〕通約不可能な線であるということが、〔直線自身と〕同様、〔既に〕法の形式へ高められている。〔即ち、〕円弧は、国法と一致しないままで、国法に則ったものとして働き、制定法と一致しないままで、制定法に則ったものとして働くのである⁶⁶⁾。

斯くて「ドイツが国家であると同時に国家でないのは如何にしてか」という問題を解決するためには、ドイツは、それが国家である限りで、思想国家としてのみ存在するのでなければならず、国家の非存在の方が実在性をもつのでなければならない。所で、思想国家がそれとしてのみ存在するためには、司法権力 — それは、矛盾を廃棄しようとする、即ち、単に思想であるに過ぎないものを現実適用し思想を現実化すると同時に、現実を思想に合致させようとする — が以下のような在り方をしていなければならない。即ち、司法権力の行う適用〔それ自身〕も、〔適用される法と〕同様に、単に思想であるに留まるのでなければならず、従ってまた、国土 (Land)⁶⁷⁾ が国家 (Staat) となる所以たる普遍的秩序 (Ordnung) は、実在性への移行の途中で麻痺させられるのでなければならない、即ち、確かにこの移行それ自身 (selber) は自ずから (selbst)⁶⁸⁾ 指定され命令される — なぜなら、秩序は、実現されるという目的を持たなければ全く無意味なのであるから —、然し、移行の活動も〔秩序それ自身と同様に〕再び〔単なる〕思想上の事柄 (Gedankending)⁶⁹⁾ に引き戻されてしまうのでなければならない。〔実在性への〕こうした移行が麻痺させられる〔という事態〕は、移行の諸段階のいずれに於ても起こり得る。〔今、〕普遍的命令が下されるとする。その命令は実行されるべきものであり、従って、拒否された場合には裁判手続が執られることになる。〔その際、先ず〕実行の拒否が裁判手続を経ずになされる場合には、実行は、そのまま中断することになる。〔次に〕実行の拒否が裁判手続を経てなされる場合に〔も〕、判決が阻止されることはあり得る。仮に判決が出されても、判決が遵守されることはない。〔然し、〕こうした〔単なる〕思想上の事柄としての判決でも実行されるべきものであり、〔判決として下された〕刑罰は科せられるべきものであるから、執行を強制する命令が下されることになる。〔然し、〕この命令がまたもや執行されない。その場合には、執行せざる者に対して、執行を強制する命令が下されざるを得なくなる。この命令がまたしても遵守されない場合には、刑罰を執行しない者に対する刑罰を執行しない者に向けて「刑罰を執行せよ」と

の指令が出されることになる、等々。これは、法律を実施に移すべき〔实在性への移行の〕段階が次々と〔単なる〕思想上の事柄とされていくという、無味乾燥の歴史である。

斯くて、帝国の〔一員としての〕普遍的な義務と個々の〔等族の〕特殊的な権利を調停することは如何にして可能であるか、〔その方法〕を司法権力が見つけなければならず、実際にも、両者の矛盾が裁判の場に持ち込まれているとすれば、重要になるのは、〔判決の〕執行にまだ至らない段階で——仮令裁判所にとって判決を言い渡すこと〔自体〕は困難を齎すものではないにしても——判決を言い渡す仕事の中で裁判所に備わっている組織〔の在り方〕であり、〔換言すれば、〕——判決は、もしそれが実行されないとすれば、元々から (an sich) 単なる思想である〔に過ぎない〕ことになるが故に——判決が単なる思想に至ることすらなく、この単なる思想〔自体〕が既に単なる思想であるに留まる、そうであるように〔裁判所の〕制度がなっているか否かである⁷⁰⁾。

判決を言い渡すという只そのことだけについて既に司法権力の組織は以下のような有り様である。即ち、国家そのものが下した普遍的命令を個々人に対して行使するという、ここで問題にされている司法権力の本質的側面が、最大の妨害を受けているのである。〔具体的には、〕帝国司法権力の中で、〈市民⁷¹⁾に関わる司法〉(bürgerliche Rechtspflege) と上述の〈国家に関わる司法〉(Staatsrechtspflege)⁷²⁾ が混同されている。国法上の権利 (Staatsrecht) と私的な権利 (Privatrecht) が同じ〔二種類の〕裁判所⁷³⁾ の管轄下にある。これらの裁判所は、民事訴訟と国法〔上の紛争〕⁷⁴⁾ とに対する最高次の上訴裁判所である。その上、後者に関しそれらの裁判所が有する司法権力の及ぶ範囲は、〔先ず、〕極めて局限されている。何故なら、この種の重要な問題は帝国議会に持ち出され、しかも、その関連事項の多くが仲裁裁判 (Austrägalinstanzen)⁷⁵⁾ を通じて判決を下されるからである⁷⁶⁾。〔次に、〕判決を言い渡すためだけですら、〔司法権力は〕限り無い困難に苦しめられている。即ち、多数の偶然性に依存せしめられており、その偶然性は、判決の言い渡しの効果が失われるための必然〔的要因〕となっている。

一般的〔な言い方をすれば、〕市民に関わる司法と国家に関わる司法とを結合することが既に、既存の〔二つの〕帝国裁判所の業務量を非常に増加させて、両裁判所が業務を完了することを不可能にする結果を齎す。堪える業務量の点で帝国最高法院が帝国宮内法院に一段と劣っていることは、皇帝と帝国そして帝国最高法院〔自身〕が認めているところである。〔一般に、〕仮令別箇の裁判所を幾つか設置したりしなくても、既存の裁判所の裁判官の数を増加させ、そのことによって業務の遂行を直接に加速させると共に同一の裁判所を幾つもの部門に分割し、そうすることで実質的に幾つもの裁判所を設置する〔に等しくする〕、そうしたことを通じて是正がより容易になり簡単になることの無い弊害など無いように思われる。然し、そのように簡単な手段を実行に移すことがドイツでは可能でない。確かに、そうした手段が決議されて〔帝国〕最高法院の陪席裁判官 (Beysitzer) の数が 50 名まで引き上げられたことがある⁷⁷⁾。然し、ドイツ帝国にはこれらの裁判官の給与を支払うことができなかつたのであり、裁判官の数は時の経過の中では 12 人乃至それ以下に減少したこともあるが⁷⁸⁾、最終的に〔名目上で〕 25 人になったのである⁷⁹⁾。

公式の計算からは以下の事が明らかになっている。即ち、只一件の訴訟の報告が、仮令嘗てのよ
うに何カ年にも互って行なわれることはないにしても、往々にして何カ月も続くのであるから、
毎年未決とされる訴訟の数は、判決を下し得る訴訟の数を遙かに凌駕するのであり、こうした事
からして必然的に、且つ〔実際に〕数えた所からしても、何千件もの訴訟が未決のままになるの
であり⁸⁰⁾、更に、請願 (Sollicitatur) は — 仮令〔今日では〕その濫用は無くなり、ユダヤ人が
〔帝国法の〕請願条項に基づいて訴訟を起こすことは最早ないとしても⁸¹⁾ — 〔事態を悪化させ
る〕悪弊のひとつである。何故なら、未決とされた訴訟すべてに最終判決を下すことが不可能な
状況では、自分達の訴訟に対して優先的に司法の裁定が下されるように当事者が全力を尽くすの
が必然的なのであるから。その他、陪席裁判官の推薦 (Präsentation)⁸²⁾ や〔帝国議会の〕宗派
別分離議決方式 (itio in partes)⁸³⁾ を巡る何千件もの紛争が、往々にして帝国最高法院を何年間
にも互り活動停止状態に追い込んだ。〔帝国〕最高法院が、自分達の権力を有力者達に実感させ
ようという方針に基づいて意図的に〔紛争処理〕を遅延させたという場合を除けば、そうした紛
争は〔一般に〕裁判の運営の妨げとなったのである。

〔それに対して〕帝国宮内法院では、その構成員が皇帝によって任命され、上述の如き多くの
悪弊は無く、宗派別分離議決方式の実例も — 仮令その権利は存在しても — 未だ出来しておら
ず、また、〔紛争処理の〕諸形式の多くが、全くの杓子定規で〔廻り道をして〕遅延を来たすよ
りは直接的に判決自身を促進するのに適しているので、近年では帝国宮内法院での裁判を求める
者が益々増加しつつあるが、それは当然のことである。

司法改革への要求は常に顕著なものであったから、人々が司法改革への努力を怠ることはあり
得なかった。然し、帝国法に適うにも拘らず二百年に互って中断されたままの帝国最高法院査察
(Reichskammergerichtsvisitation)⁸⁴⁾ を実施しようとした〔神聖ローマ帝国皇帝〕ヨーゼフ二世
の最後の試みが迎えた結末⁸⁵⁾〔を齎した根拠〕、そして、〔目指す〕事柄が達成されないまま〔試
みが〕瓦解してしまった根拠は、総じて、帝国の司法の全体が置かれている状態〔を齎した〕根
拠に他ならない。それは、即ち、〔帝国〕等族が、確かに司法のために集まりはしても、然し、
この集まり〔帝国議会〕の中では、分離と非共同性とに基づく彼等相互の関わり方 (Existez)
を全く放棄しようとしないうこと、等族は、〔帝国議会の中で〕一緒になりはしても、共同的な
ものをもとうとは意志しないことである。

このようにして、判決を言い渡すことそれ自身が、判決の実行を問題にする以前に既に、阻害
されているのである。また、仮に国法や国法にとって重要な事柄が問題となるような場合にすら、
こうした帝国裁判所判決の執行の実情がどのようなものであるかも、周知の通りである。〔然
し、〕国法に関わる重要性のより高い問題は、元々から、帝国裁判所 (Reichsgericht) にではな
く、帝国議会 (Reichstag) に帰属している。従って、国法に関わる問題は、法の領域から出さ
れていきなり政治の領域の中へ入れられる。何故なら、最高の国家権力⁸⁶⁾が〔そうした問題に〕
言及する場合、国家権力は、法律を適用しようとしているのではなく法律を与えようとしている
のであるから⁸⁷⁾。以上に加えて、更に大きな意義をもつ事柄、即ち領地の占有その他は、帝国議

会での正式な〔立法〕手続をすら免れている。即ち、そうした問題は、帝国裁判所や最高司法権力⁸⁸⁾によってではなく、係争中の〔帝国〕等族同士の示談 (gütlicher Vergleich) によって解決されるべきであることが、選挙協約やその他の〔帝国〕基本法によって規定されているのである。そして、もし示談によって解決されなければ、必然的に戦争によって解決が図られることになる⁸⁹⁾。〔事実、〕ユーリッヒ＝ベルク継承問題 (die Jülich=Bergische Successions=Sache)⁹⁰⁾ は、法的手続によって解決されたというよりは、寧ろ三十年戦争を惹起した。また、最近のバイエルン継承問題 (die Bayerische SuccessionsSache)⁹¹⁾ でも、物を言ったのは、〔二つの〕帝国裁判所ではなく大砲と政治〔的駆け引き〕である。弱小の〔帝国〕等族に関わる問題に於ても、決定的な判決を下すのは帝国の司法ではない。コーブルク＝アイゼンベルク (Koburg=Eisenberg) やレームヒルト (Römhild) の家系が途絶した後の領地に関わる、ザクセン諸家の継承抗争に於て206通もの帝国宮内法院決定 (conclusa) が発せられたにも拘らず最も重要な点は示談によって決定されたというのは、周知の通りである⁹²⁾。〔確かに、〕同様に、リュッティッヒ問題 (die Lütticher Sache)⁹³⁾ に於て帝国最高法院が判決の言い渡しを行ない〔判決の〕執行を指示して、その〔執行の〕為は何名かの帝国等族を召集したのみならず、〔召集された〕等族達がこの〔判決執行という〕責務を実際に果たした、という事実を人々は見てきた。然しながら、〔判決の執行が〕始まるや忽ちのうちに、執行者の中で最有力の〔帝国〕等族⁹⁴⁾ は、帝国最高法院の云い渡した〔判決〕を執行するだけであることに満足しなくなり、自分なりの善意に従って事を進めようとしたが、裁判に基づかない手続で解決しようとするのが貫徹できないとなると、〔帝国最高法院が与えた〕執行者の役割をすら放棄してしまったのである。

従って、〔ドイツ帝国の〕法制度は次の様な在り方をしている。即ち、国法との関係の中で判決が下される時には、〔判決の〕利害が無力な〔帝国〕等族に関わる場合以外は、〔判決の〕執行は行なわれ得ない⁹⁵⁾。然し、もしそう〔判決の利害が無力な帝国等族に関わるの〕ではないとすれば⁹⁶⁾、普通は如何なる〔法的〕判決も下されず、権力 (Macht) と政治的關係に従って決定が下される。

国家権力が存在しているということは、〔必然的な〕要求である。しかも、〔存在を要求されている〕国家権力は、単なる思想上の物〔に留まるべきもの〕ではなくして、執行されて実在性をもつべきものである。そして、この執行が〔単なる思想上のことではなく〕現実的な執行であるために、〔国家権力への〕服属を拒絶する者に対しては、法的な手続が命じられてきた。然るに、〔ドイツでは、〕こうした法的手続の実在化 (Realisation)〔それ自体〕が、思想上の物である〔に過ぎない〕。

章 (Kapitel)

国家の法律の実施が実現しない〔ことの〕正当性

前章⁹⁷⁾では、法的手続が執行されないことによって国家が思想上の国家 (Gedankenstaat) に

留まる、ということが詳述された。法的手続の効力は権力によって妨害されているのであり、ひとは先ず、この妨害が不法なものであること、しかも、この妨害は国家の存立そのもの即ち国家権力に関わるものであるが故に最大の犯罪即ち反逆罪（Hochverrath）即ち主権（Majestät）を棄損する犯罪⁹⁸であるということ、このことについて判断し判決を下さなければならないであろう。然しながら、ひとは、もし〔法の〕概念にのみ従って判断し判決を下そうとするならば、誤りを犯すことになるであろう。何故なら、国家権力の決定に対する反抗それ自身が法の形式へと高められているからである。〔即ち、〕国家が国家であることを妨げられるとき、そのことは法的に行なわれている。何故なら⁹⁹、国家に反抗し得るような権力は法に則っているのであるから。

国家が思想上の物（Gedankending）であるということは、国家が国家としては権力を有していないということではなく、寧ろ、権力が諸個人（die Einzelnen）の手中にあるということである。即ち、〔国家〕権力を選挙協約や講和を通じて相互に承認し従って合法化する、こうしたことが、諸個人に対する国家の関係が契約の対象となって以来、ドイツの政治的性格に於ける一般的傾向となっている。野性（Rohheit）から脱却して文化（Cultur）へと至ろうとする〔教養形成の過程の〕途中で、普遍的なもの即ち国家が諸個人かのどちらか一方が優勢に立つことがあった。大抵のヨーロッパ諸国に於ては国家の方が完全な勝利を収めたが、その相当数の国々に於て、その勝利は不完全なものであった。〔然し、〕ドイツに於ける程に、国家であらんとする要求の点で不完全な国は存在しなかった。野蛮（Barbarey）の状態とは、取りも直さず、群衆（Menge）が、民族（Volk）ではあっても、同時に国家（Staat）となることのないこと¹⁰⁰、即ち、国家と諸個人とが対立したまま分離したまま存在していることに他ならない。〔野蛮状態に在る国家¹⁰¹〕の中では、〕統治者は一個の人格のままに国家権力であり、統治者の人格〔の専横〕に対抗する救済は、再び、人格を対置することでしかない。〔それに対して、〕教養形成せられた（gebildet）国家の中では、君主の人格と諸個人の間には法律乃至普遍性が立っている。君主の個人的な行為は、総て〔の諸個人〕に関わる、即ち、総て〔の諸個人〕に重荷を課したり損害を与えたり、或は、総て〔の諸個人〕に利益を齎したりする。所で、《君主が同時に国家権力であること》或は《国家が最高権力を有すること》《総じて国家なるものが存在すること》これらは同義である。《国家が最高権力であること》と《諸個人が最高権力によっては圧服されていないこと》との矛盾は、法律の〔もつ〕権力が解決する。法律の権力への不信は知恵（Weisheit）の欠乏に由来するものであり、知恵の欠乏は、国家に最高権力を与える必然性と個人が最高権力によって圧服される恐怖との間を動揺する。諸国家を組織している知恵の総ては、この課題〔矛盾〕の解決に基づくものである。然し、最初にあるのは、《国家が存在していること》であり、従って、《国家の権力が最高の権力であること》が最初にある。そしてまた、この点には直接的に〈法律が存在していること〉が含まれている。

【清書稿中断】

〈続く〉

註

- 1) „vollberechtigter Einwohner des Reichs; unmittelbare Reichsbürger sind die Reichstände, die Reichsritter sowie die Bürger einer Reichsstadt oder eines Reichsdorfes; mittelbare Reichsbürger sind die Untertanen eines Reichsstands“, Das Deutsche Rechtswörterbuch Online. (Zugriffszeit: 11. 10. 2015)
- 2) patriotisch<patria 此処での patria は勿論 germania 或は寧ろ das Deutsche Reich を指示する。
- 3) 「帝国台帳 (Reichsmatrikel)」の制度を指すものと思われる。帝国台帳に定められた割合に基づいて各々の帝国等族の財政的負担が帝国議会に於て定められる仕組みであった。「いずれかの〔帝国〕等族が自分の財産の内の幾らかを犠牲に供しななければならないということもなく」と云うのは、帝国等族が自らの財政的負担を領邦等族に転嫁したことを指すであろう。猶、最初の帝国台帳は、1422年のニュルンベルクの帝国議会で定められた。Vgl. Dietmar Willoweit, Deutsche Verfassungsgeschichte, 2013⁷, 116f. et al.
- 4) テキストに精確に対応する規定は見出し得ていない。恐らくは、規定の隠された意図を顕在化させようとしたものであろう。Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, 2. Bd, 1966, 136の記載に基づくならば、1495年の「平和と法の取扱令 (Handhabung Friedens und Rechts)」第8条が該当するであろう。Vgl. Arno Buschmann (Hrsg.), Kaiser und Reich Klassische Texte und Dokumente zur Verfassungsgeschichte des Hl. Römischen Reiches Deutscher Nation, 1984, 168. 更には、1500年の「帝国統治院令 (Ordnung des Reichsregiments)」第45条も、内容的には該当するであろう。Ibid., 211. 但し、ヘーゲルが執筆に際して典拠としたとされる Johann Stephan Pütter, Historische Entwicklung der heutigen Staatsverfassung des Teutschen Reichs, 3 Bde, 1788²には、該当する記述を見出し得ない。
- 5) ライン左岸のフランスへの割譲が対仏同盟戦争で最初に規定されたのは、1797年10月18日に締結されたカンポ・フォルミオの講和条約の秘密条項でのこと。1797年9月10日から始まったラシュタット会議では、この割譲の補償条件を巡って紛糾が続き、結局、1798年12月24日から第二次対仏同盟戦争に突入して最終的決定に至らなかった。ライン左岸の割譲が正式に承認されたのは、1801年2月9日に締結されたリュネヴィルの講和条約でのこと。
- 6) 古代ギリシアのヒポクラテスの四体液説に由来する気質の四分類 (黄胆汁質, 黒胆汁質, 多血質, 粘液質) のひとつ。特徴としては、社交的, 楽天的等々とされる。その分類の起源は古代インドに在る, とも言われる。
- 7) Reichsacht の宣告を行なった「帝国裁判所」は、帝国宮内法院 Reichshofgericht である。詳細は例えば以下を参照。Albrecht Cordes (Hrsg.), Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, Bd.1, 2008, Artikel Acht.
- 8) 「戦争に於ても」という点を明記した法令を未だ見出し得ていない。
- 9) プロイセンに対する帝国執行が、1757年1月17日に、Regensburg の帝国議会で決議されたことを指す。猶、帝国執行が実施に移されるのは、厳密には、帝国最高法院の判決に基づく場合、帝国議会の決議に基づく場合に限られず、皇帝の命令に基づく場合もあった。その意味では、「帝国裁判所判決の執行」と「帝国執行」とは厳密には同一のものではない。然し、実情は、皇帝の影響力は次第に低下していき、1771年には、皇帝によるアハト刑の科刑には帝国議会の承認が必要とされるに至った。
- 10) ハプスブルグ家は、古くは、スイス北部から独仏国境アルザス地方に至る地域を支配していた。11世紀には、現在のスイス北部 Aargau 州辺りを本拠地としていた。ヘーゲルの文章は、1415年にハプスブルグ家に対して宣告された帝国アハト刑を執行するスイス誓約同盟が Argau を占領して事実上自らの領地に組み入れ翌1416年にそれをハプスブルグ家から購入するに至った経緯を指示しているものと思われる。

- 11) Pütter, op. cit., S.22f. 金子訳の訳注に、Pütterの記載に基づく事実関係の解説が与えられている。金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集 上』1967年、211頁以下。但し、Pütterが言及している事実は、1606年から1607年に掛けて起こった所謂「十字架と旗の戦い (Kreuz- und Fahngengefecht)」である。尚、Pütterは、帝国最高法院と帝国宮内法院との間の裁判管轄権を巡る争いの事例として、ドナウヴェルト (Donauwerth. 現在の標準的表記は Donauwörth) の事例を挙げている。更に下記も参照。Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.2, 1966, S.25.
- 12) 続く記載から明らかな様に騎士 Ritter, 或は、騎士資格をもつ農民貴族を指す。
- 13) 領邦君主が騎士に与えた、租税や賦役からの特権的解放を伴う領地を指す。元来は、特権的領地が与えられることによって軍役奉仕の義務が発生した。
- 14) ローマ教皇領を指す。周知の様に、フランク王国の国王カールは、800年12月25日に、教皇レオ三世より「ローマ帝国を統治する皇帝 Imperator」の称号を授けられた。
- 15) ロンバルディア王国別名ランゴバルド王国とは、北方からイタリア半島に侵入したランゴバルド族が東ローマ帝国から領土を奪い568年に建国した (従って、フランク王国とは起源を異にする。) が、ローマ教皇領をも支配しようとして774年にフランク王国国王カールによって滅ぼされた王国のこと。猶、ロンバルディア王国が滅亡した後、855年にイタリア王国が成立するが、イタリア王国は963年から神聖ローマ帝国の支配下に置かれ、それ以後神聖ローマ帝国皇帝がイタリア王を兼ねた。歴代ランゴバルド国王の着けた鉄冠は、その後の神聖ローマ帝国皇帝の戴冠式に際して、何度か、それに先立つイタリア王即位の戴冠式で用いられた。この鉄冠による戴冠式を行なった最後の神聖ローマ帝国皇帝は、カール五世 (在位 1519-1556年) であるが、ナポレオンが1804年12月2日の皇帝即位に際し戴冠式でその鉄冠を用いた。然し、当該文脈で「痕跡」として言及されている事柄は、恐らく、下で言及されている名目上の「ドイツ帝国等族としての資格」である。
- 16) この部分の記述は、前註で示された如くにフランク王国そして神聖ローマ帝国に対して独自の起源をもつロンバルディア王国の存在性格を述べたものである。
- 17) 北部イタリアの都市を中心として中世末期に成立したミラノ公国、フィレンツェ共和国、ジェノヴァ共和国等を指すものである。これらの国々は、ロンバルディア王国の諸部分が都市を中心に発展し独立するに至ったものである。尚、ヴェネツィアは、神聖ローマ帝国に帰属したことがなく、当該諸国家の中に含まれていない。
- 18) この点で特に決定的な意味をもつものは、ヴェストファーレン条約 (1848年) の内のミュンスター講和条約 (Instrumentum Pacis Monasteriense) 第97条である。そこで、神聖ローマ帝国のイタリアの封土はイタリアの諸侯の支配に委ねられることが謳われた。ここに、神聖ローマ帝国によるイタリア支配の試みに終止符が打たれ、神聖ローマ帝国は、名目・実質共に「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」となった、或は、ヘーゲルの謂う「本来のドイツ王国」となった。
- 19) 神聖ローマ帝国に対するオランダの独立は、スペイン・ハプスブルク家との間の所謂八十年戦争を終結させた (ヴェストファーレン講和条約と別の) ミュンスター講和条約に於て既に承認されていた。ヴェストファーレン条約には、直接にオランダの独立に言及した条文が存在しない。この点は、明石欽司『ヴェストファリア条約』2009年、128頁以下を参照。
- 20) 11世紀頃から神聖ローマ帝国の支配下にあったスイス諸州は、1291年の原誓約同盟結成以来ハプスブルク家との死闘を経て次第に同盟を拡大し独立性を強めてきたが、1499年侵入してきた皇帝マクシミリアン一世率いるシュヴァーベン同盟軍とのシュヴァーベン戦争に勝利して神聖ローマ帝国からの事実上の独立を勝ち取った。
- 21) オスナブリュック講和条約 (Instrumentum Pacis Osnabrugense) 第6条、ミュンスター講和条約第61条。尚、条約解釈上の問題に関しては、明石欽司、上掲書、117頁以下を参照。ヘーゲルの解釈は従来からの通説である。

- 22) ミュンスター講和条約第 74 条。
- 23) 1552 年に、シュマルカルデン同盟についたザクセン選帝侯モーリッツが皇帝カール五世との戦いに於てフランス王アンリ二世からの支援を得るためにアンリ二世と秘密裡に結んだシャンボール条約によって、三司教区はフランスに割譲されることが約定されていた。
- 24) 此処での記載がミュンスター講和条約第 74 条に対応するものであると推測される限りで、方伯領上並びに下アルザス、所謂十〔帝国〕都市同盟 Dekapolis (Décapole), 要塞都市ブライザッハ Breisach 等に対する諸権利がフランスに譲渡されたことを指すと思われる。その一方で、スペインへの割譲に対応する出来事としては、1651 年に帝国自由都市 Bisanz (Besançon) が Frankenthal との交換で神聖ローマ帝国からフェリペ四世のスペインに割譲された事実を挙げうるであろう。然し、この出来事はヴェストファーレン講和条約との直接的な連関をもたない。
- 25) テキストでは Kamin と表記。一般的には Cammin 乃至 Kammin と表記。
- 26) スウェーデン並びにブランデンブルク・プロイセンへの帰属に関しては、オスナブリュック講和条約に詳しく記載されている。例えば以下を参照。Arno Buschmann(Hrsg.) Kaiser und Reich, 1984, S.342ff.
- 27) オスナブリュック講和条約第 12 条。
- 28) 特に、オスナブリュック講和条約第 8 条第 2 項、ミュンスター講和条約第 65 条に規定された帝国等族の〔外国との〕同盟権を指す。
- 29) privilegia de non appellando. 領邦の臣民が領邦君主を帝国の裁判所に上訴することを禁止するもの。即ち、上訴されない権利。この権利は最初、1356 年の金印勅書に於て総ての選帝侯に附与されたが、後にそれ以外の領邦君主にも拡大された。
猶、神聖ローマ帝国の司法制度の理解に際しては、Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, 5 Bde の他に、非常に多くの文献を参考にしたが、次の論文乃至講演は、簡潔に整理されたものとして、多く活用させて戴いた。パーター・エストマン著・田口正樹訳「ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度について；管轄と訴訟原則」、『北大法学論集』64 (4), 2013 年。
- 30) 帝国最高法院 (Reichskammergericht) か帝国宮内法院 (Reichshofrat) かの選択。
- 31) 所謂 itio in partes 「分離議決方式」。即ち、Corpus Catholicorum と Corpus Evangelicorum とで別々に議決し、両者の議決が異なる場合は、多数決に拠らず両者の amicabilem compositio に基づいてのみ最終的決定に至るべきであるとされたこと。オスナブリュック講和条約第 5 条第 9 項及び就中第 52 項で、主に宗教問題に関して定められた。然し、その後、拡大適用されたこの規程の故に、帝国議会は往々にして機能不全に陥った。
- 32) 帝国の解体をヘーゲルが帝国の主権 (的権利) の (領邦・都市への) 分散と理解していることを直接的に示す表現。
- 33) オスナブリュック講和条約第 5 条第 26 項並びに第 27 項、特に前者。Pütter 前掲書 228 頁以下にも、その紹介がある。
- 34) フランス王ルイ十四世のオランダ侵攻に始まるオランダ戦争を終結させた講和条約。1678 年に、フランスとオランダ、フランスとスペイン、フランスと神聖ローマ帝国との間で締結された二国間条約の総称。
- 35) Reichsdeputation. 帝国議会は、1663 年に Regensburg で開催されて以降、永久的会期をもつ永久帝国議会となり、皇帝の任命する Prinzipalkommissionär の主催する使節会議となった。その一方で、16 世紀以降に帝国改造の議論に関わって、帝国議会内の特別小委員会である帝国代表者会議が次第に役割を拡大し、一時的に帝国議회를補完する役割を果たした。
- 36) フランスと神聖ローマ帝国との間で締結された講和条約の第 36 条。
- 37) フランスとスペインとの間で締結された講和条約の第 11 条。

- 38) ブラウンシュヴァイク選帝侯並びにブランデンブルク選帝侯が若干の領地を獲得した点については、Pütter 上掲書第2巻291頁に詳細な解説がある。総じてヘーゲルの具体的な記述がPütterの上掲書に多くを負っていることは、従来指摘されてきた通りである。
- 39) フランスと神聖ローマ帝国との間で締結された講和条約の第3条及び第5条によって、フィリップスブルク要塞が帝国に返還され、それと交換にフライブルク（要塞）がフランスに譲渡された。猶、既にミュンスター講和条約第78条で、フィリップスブルク要塞へのフランスの駐留権が保証されていた。
- 40) ヘーゲルが参考にしたとされるPütterの上掲書の記載とは条約の性格に対する理解が異なる。同書292頁には以下の様に記載されている。„Kaum konnte der ganze Nimweger Friede als ein wahrer Friede angesehen werden, weil die Feindseligkeiten von Seiten der Krone Frankreich nach wie vor ihren Fortgang behielten.“
- 41) 1688年から1697年にかけて、ルイ十四世のフランスとイングランド、オランダ、神聖ローマ帝国、スペイン、スウェーデン他との間で行われた大同盟戦争乃至プファルツ継承戦争を終結させた講和条約。
- 42) レイスウェイク講和条約第4条に於てルイ十四世がライン川右岸地方の返還に附した条件。返還される地方に於てカトリックは講和条約締結時点と同じ状態に維持されるべきことを規定している。Pütter 上掲書302頁以下でこの講和条約が相当に詳しく検討されている。
- 43) スペイン王位の継承者を巡ってルイ十四世のフランスやスペイン他と神聖ローマ帝国やイギリス、オランダ他とが、1701年から1714年にかけて闘ったスペイン継承戦争を終結に齎すためにフランスと（プロイセンを除く）神聖ローマ帝国とがスイスのバーデンで締結した講和条約。猶、それに先立ってフランスとハプスブルク君主国との間で締結された講和条約は、ラシュタット講和条約と称される。
- 44) 欄外に以下の書き込み。「注意 次の頁を見よ、ウィーン講和条約」ここでの「次の頁」とは、ヘーゲル自身の草稿での頁付けを指す。この注意の意味について金子武蔵、前掲書214頁に「バーデン和約をもって「最後のもの」とみる考えは訂正せらるべきは「最後のもの。」とあるが、必ずしも正しい指摘ではない。ウィーン講和条約（1738年）が終結に導こうとするポーランド継承戦争に神聖ローマ帝国が関与していることは事実であるが、講和条約そのものを、ヘーゲル自身も下で確認しているように、神聖ローマ帝国は批准していない。従って、この書き込みは、「最後の」という規定を否定しようとするものではなく、寧ろ「厳密には (eigentlich)」という限定に関わるものと理解すべきであると考えられる。詰り、ヘーゲルに「訂正」の意図は無かったと思われる。
- 45) バーデン講和条約の締結は1714年9月7日。プロイセン、イギリス他とオーストリア、ロシア、フランス、スペイン他とが闘った七年戦争は、1756年8月29日から始まり1763年のフーベルトゥスベルク条約締結を以て終結した。従って、「長い期間」とは42年間の謂。
- 46) 主なものだけでも、ポーランド継承戦争、オーストラリアとトルコの戦争、オーストリア継承戦争（第一次シュレージエン戦争、第二次シュレージエン戦争、第三次シュレージエン戦争その他）。
- 47) 1700年から1721年にかけてスウェーデンの覇権を巡って争われた大北方戦争を終結に導いた二つの講和条約を指す。即ち、1719年から1720年にかけてスウェーデンとデンマーク、プロイセン、ザクセン＝ポーランド、ハノーファーとの間で締結されたストックホルム講和条約、そして、翌1721年8月にスウェーデンとロシアとの間で締結されたニスタット講和条約。
- 48) ハノーファーはブレーメンとフェルデンを獲得し、プロイセンは前ボンメルン、シュテッテン、ウーゼドム島他を獲得した。デンマーク及びザクセン＝ポーランドは領地の獲得が無かった。
- 49) 金子、上掲書214頁にも指摘されている如く、ドイツの統一にとって脅威の存在と看做されているのは、専らプロイセンである。即ち、大北方戦争の結果プロイセンはドイツの政治的統一

にとって脅威の存在となった、或は、その足懸りを掴んだ、とヘーゲルは見ていることになる。因みに、プロイセンに対する斯様な認識は、Pütterの上掲書に認められないヘーゲル独自のものである。

- 50) このアハト刑は、1757年にプロイセンのフリードリッヒ二世（大王）に科すことが試みられたもの。然し、*itio in partes*によって刑の宣告は実現しなかった。この点については、以下を参照。Hermann Conrad, *op. cit.*, S.48. 続く文章の前半部分は、その間の事情を指していると思われる。猶、当時の帝国の政治的状况については以下に詳しい。Joachim Whaley, *Germany and the Holy Roman Empire*, Vol. 2, Oxford 2012, 379ff., esp.387.
- 51) 1801年2月29日にフランスと神聖ローマ帝国との間で締結された講和条約。第二次対仏大同盟により神聖ローマ帝国、プロイセン、イギリス、ロシア、スペイン他とフランス他との間で闘われた第二次対仏同盟戦争を終結に導いた。猶、この言及は、浄書稿の執筆年代を推定するひとつの手懸りとされてきた。然し、この日付以後の何時が執筆時期かを推測する手懸りは無い。

【編集者註】リユネヴィル講和条約締結への此の言及については、この言及によって、草稿がそれより後に〔書かれた〕期限は確かに明確に規定されている、と指摘することができる。しかし、草稿成立時期を時間的により狭く局限するのに資する他の結論を、その規定を超えて引き出す事はできない。188頁5-6行並びに30頁3-5行に対する註をも参照せよ。

- 52) AssociationとCoalitionが概念として厳密に区別されているか判然としなない。ドイツ帝国内部でのAssociationとしては、Rheinbund (1658), Laxenburger Allianz (1682), Augusburger Allianz (1684), Frankfurter Assoziation (1697), Nördlinger Assoziation (1702), Fürstenbund (1785)等が代表的である。これらは、最初のを除き、1555年の帝国執行令で定められた帝国クライス制度を基盤とする連合Kreisassoziationであった。
- 53) Coalitionが主として〔主権〕国家乃至その政府間の合目的的結合を意味すると看做し得るとすれば、意図的にドイツ帝国の政治的現実に対する皮肉の含意を込めた表現ということになる。然し、より広義に政治的集団を形成する様々な結合（「団結」「連立」etc.）を指示する語彙としても機能していたので、確実な事は言えない。
- 54) テキストに文法的な不整合が認められる。即ち、so wie以下anfängtまでが一つの副文を構成すると考えられるが、続くauseinanderrollt並びにkannの主語が問題。動詞を支配する主語の数からすれば、これ等の動詞の主語はdie Pyramideでなければならないが、そうすると、so wieで始まる副文はkannまでとならざるを得ない。然し、その場合は、整合的な意味の文脈を構成することができない。そこで、我々としては、前述の二つの動詞を複数形に修正し、Steineを先行詞とする関係代名詞dieを主語とするものと解釈することで、意味と文法の調和を図ることとする。
- 55) 次の註に示す如く、ヴェストファーレン講和条約に即して理解することが可能であると看做し得る限り、ここでの「国家」は他の帝国等族と外国との両方を指すものと推測される。
- 56) オスナブリュック講和条約第8条第2項（ミュンスター講和条約第65条）には、帝国等族の、自衛を目的として他の帝国等族又は外国との間で同盟を締結する権利が規定されているが、それには、次に示す如く、皇帝並びに帝国の利害に反するものであってはならず、皇帝や帝国に対して為された宣誓に反するものであってはならない、等の条件が附されていた。

“Cumprimis vero ius faciendi inter se et cum exteris foedera pro sua cuiusque conservatione ac securitate singulis Statibus perpetuo liberum esto; ita tamen, ne eiusmodi foedera sint contra Imperatorem et Imperium pacemque eius publicam vel hanc imprimis Transactionem fiantque salvo per omnia iuramento, quo quisque Imperatori et Imperio obstrictus est.” H.H.Hofmann (hrsg.) Quellen zum Verfassungsorganismus des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation

1495-1815, 1976, S.188.

但し、これらの条件乃至足枷が同盟を機能不全に陥られる程のものであったとするヘーゲルの評価の妥当性には議論の余地がある。

- 57) 文脈的に、直接的には「ヴェストファーレン講和条約（1648年）以来」の歴史が想定されていると考えられるから、浄書稿執筆時点でも精々で一世紀半余りに過ぎず、厳密には不整合が認められる。然し、「精神」の歴史という意味でもう少し遡ってより長い期間の歴史が想定されている可能性は排除できない。
- 58) 金子武蔵は「観念国家」と訳している。この訳は、「単に主観的なもの」という観念の消極的含意乃至印象を前提する。然し、その前提が今日なお成り立つかは疑わしい。その意味では、原語の趣旨を強調して「幻想国家」「空想国家」と訳すことも可能である。ここでは、消極的含意の理解を文脈の理解に委ね、一般的な訳語をそのまま用いる。
- 59) sein(e) が指示するものを、先行の文章との関連を根拠として ein jeder Stand と解釈することも、十分に可能であろう。
- 60) ausfließen. 同時代のシェリングが比較的多用した用語である点は、留意すべき点であろう。続く文章に示された、法の適用という事態の論理構造の分析は、新プラトン主義的な形而上学を前提にしていると理解できる。その点にシェリングの哲学の影響を認めることは可能であろう。また、この点に、同時期の『自然法論文』との連続性を見ることも可能であろう。
- 61) 土地の面積を示すための中世以来の単位。元来は、農耕地・水・放牧地・森林の用益権を指す言葉であったが、8世紀末頃以来、主として荘園内の土地の面積を測定するための単位となったと言われる。然し、その広さには地域差が大きく、今日の単位に換算することは困難であると言われる。シュルツェに拠れば、「いずれにせよ、一フーフエで農民一家族を養うのに十分であったと考えられる」という。ハンス・K・シュルツェ『西欧中世史事典 — 国制と社会組織 —』1997年、172頁以下。
- 62) ドイツ帝国に於て司法権力に課せられる特殊的な課題が、恐らくはシェリング的な概念的枠組を援用して闡明されている。その趣旨は、以下の行論から明白な如く、ドイツ帝国の司法権力がその課題を解決することの本質的不可能性を示す所に在る。そして、その根拠は、帝国の法律（形式）と法律が適用される素材乃至質料との間の通約不可能性に在る、とされる。即ち、ヘーゲルの趣旨を理解する上でポイントとなるのは、「帝国の法律には、法律がそれに向けて作られる質料が、質料に固有で前以て既に与えられている規定性を具備して (in), 対立している」と言われる時に想定されている具体的内容の如何である。註 65 参照。
- 63) 直線と円弧とについて、通約不可能性を根拠として統合不可能性が主張され、それとの類比で、法律と法律が適用される素材＝質料との統合不可能性が主張されている。然し、直線と円弧との統合可能性が何を意味するかは自明でない。只、いずれについても、矛盾の成立が想定されている。特に直線と円弧との間の矛盾とは何かが問題である。
- 64) 「第二に」以下は、従来、構造的に「司法権力が〔折角〕理論上で発見したのものも、実現されることはなく、発見は思想の中に留まるという事であり、最後に〔第三に〕、質料のもつ特殊の規定性が普遍的法律に対して、直線が円弧に対してもつと同じ関係に在るが故に、従って、国家権力〔にとつて〕普遍的な素材の〔もつ〕こうした〔特殊な〕規定性と国家権力の〔適用する〕法律との統合不可能性が前以て既に成り立っているが故に、発見の仕事全体が殆ど不可能に等しいものとなっているという事である。」と訳されてきたが、「第二に」以下の部分の内容と「最後に」以下の部分の内容との区別が不明瞭乃至不可解となる故に、上の様に訳す。分岐点は、dadurch, daß の理由文の作用範囲を如何に理解するかに在る。
- 65) 「制定法」という訳は暫定的なものである。「制定法」は、制定の主体が国家に限定されるものではなく厳密には「国家制定法」と訳すべきものであるが、一般的に通用している訳語ではない。それに対して、Staatsrecht の訳語として「国法」は定着していると看做し得るであろう。

- 66) 上述の通約不可能性それ自体が法の形式をとっているという言明。即ち、ドイツ帝国で妥当している法の中に、普遍的国家権力に由来する法と素材の特殊的规定性に由来する法という、起源を異にする二種類の法の存在することが指摘されている。その際に素材が具体的に何を指示するかは明瞭でない。帝国議会で成立する法が想定されているとすれば、素材としては主として帝国等族が想定されているであろう。その場合の法とは、法的効力を獲得した帝国議会最終議決 *Reichsabschied* であることになろう。
- 67) 茲で国土と普遍的秩序が国家の構成要素であると言われている。これを伝統的な国家规定を構成する三要素と比較するならば、秩序は、それを可能ならしめる権力即ち主権と主権により秩序付けられる国民を共に指示するとも考えられる。然し、*Land* が国土と国民を共に指示し、*Ordnung* が主権=最高権力を指示している可能性もある。『ドイツ国制論』のテキストに即して見る限り、*Land* には、住民を捨象した純然たる土地乃至領土を指示する用法は認められないように思われる。然し、そうした含意に対応する訳語は見出すのが困難である。「国土」は、飽く迄も暫定的なものに過ぎない。
- 68) 内的必然性を意味する。von selbst と同義。続く文章は、内的必然性の根拠を提示している。
- 69) カントが比較的多く用いた語彙。ヘーゲルの用法もカント由来と推測される。既に1807年刊行の J.H. Campe のドイツ語辞書には採録されている。„ein Ding, welches bloß in Gedanken da ist, welches bloß gedacht wird.“ Joachim Heinrich Campe, Wörterbuch der deutschen Sprache, 2. Theil, 1808, S.248. Deutsches Textarchiv のデータベースでも、カントの『純粹理性批判』(1871)での用例を最古のものとしている。猶、*Gedankenstaat* という用語は、この *Gedankending* という語彙を基にしてヘーゲルが創り出したものと推測される。現時点では、ヘーゲルの『ドイツ国制論』以外の文献では見出されていない。
- 70) これは、判決が単なる思想となることを赦さない裁判所制度乃至組織が重要であることを指摘した文章、換言すれば、単なる思想に留まる判決を下すことを許容している裁判所制度を批判する意図を秘めた文章である。
- 71) 此处での「市民」は、狭義の所謂都市住民ではなく、国民 (*Staatsbürger*) を指す。
- 72) 曖昧な概念。staatliche Rechtspflege の謂なのか、Pflege des Staatsrechts の謂なのか、判然としない。茲では、「市民に関わる司法」との対比という視点から主に前者と解する。但し、両者の含意は重なり合っている。
- 73) 勿論、帝国最高法院 (*Reichskammergericht*) と帝国宮内法院 (*Reichshofrat*) とを指す。
- 74) 主として領邦間、更には領邦君主と領邦等族との間の抗争が想定されている。
- 75) 1495年の帝国最高法院規則 (*Reichskammergerichtsordnung*) の第30条に即して説明すれば、帝国最高法院への提訴に先立って、係争当事者同士で「貴族 (*Adel*)」や「法学者 (*Gelehrte*)」の中から選んだ適切な「顧問 (*Räte*)」9名に判決を仰ぐべきことが記されている。Vgl. Kaiser und Reich, S.185. 斯様な仲裁裁判の発達の背景に帝国の司法権力の弱体化と領邦高権の成立とがある点、更には、仲裁裁判が帝国直属身分の特権となっていた点については、例えば、以下の記載を参照のこと。A. Erler et. al. (Hrsg.) Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, 4. Bd., 1990, S.1386ff.
- 76) 例えば上掲の帝国最高法院規則の第28条以下第31条迄、特に第28条と第30条には、原則として帝国直属身分 (帝国高位聖職者、帝国等族貴族、帝国騎士身分、帝国都市) 自らが先ず仲裁裁判を行なうべきこと、それが行なわれない場合には帝国最高法院が第一審となり、また、その仲裁裁判の判決に対して上訴が為された場合には帝国最高法院が第二審となることが規定されている。Vgl. Kaiser und Reich, S. 183ff.
- 77) 金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集 上』1967年、216頁以下に、Pütterの上掲書に基づく詳しい経緯の説明が与えられている。帝国最高法院の陪席裁判官の数を50名と定めたのは、オスナブリュック講和条約第5条第53項である。Vgl. Hanns Hubert Hofmann, Quellen zum

- Verfassungsorganismus des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation 1495-1815, 1976, S.184f. 陪席裁判官のラテン語原語は, assessores camerales 或は単に assessores である。
- 78) Pütter, op. cit., Bd.2, S.410: „Der Abgang an Cammerzielern war Ursache, daß an statt 50. kaum 19. Beysitzer am Cammergerichte unterhalten werden konnten.“
- 79) Pütter, ibid., S.412ff. 同所には, 1720年に皇帝の裁可を得て25名と定められた経緯, 然し, その実態は17名に過ぎなかった事実とその背景が詳細に記されている。猶, Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. 2, 1966, S.162には, 陪席裁判官の数を巡る変遷の詳細が記されている。
- 80) その実情については, 若い時代を帝国最高法院の司法修習生として過ごしたゲーテが, その『詩と真実』の中で描写している。山崎章甫訳『詩と真実』第三部, 岩波書店, 1997年, 131頁以下。然し, 最近の実証的研究に拠れば, 必ずしも未決のままに放置された訳ではなく, 多くの場合に和解勧告に基づく解決が図られたのであるという。この点に関しては, Bernd Diestelkamp等の最近の諸研究が参照されるべきである。
- 81) ユダヤ人による請願条項の濫用については, 例えば下記に詳細な記載がある。Kaiserlich-allergnädigstes Kommissions-Dekret an die Hochlöbliche allgemeine Reichsversammlung zu Regensburg, 1791, S.122f. 猶, ヘーゲルが実際に読んだ可能性のある文献としては, 以下のものがある。Berlinische Monatsschrift, Bd.25, 1795, S.430. 但し, 実際に同誌の抜粋が残されているのは1787年のもの。それ以後に上掲箇所を読んだ直接的な証拠は無い。
- 82) Pütter, op. cit., Bd.1, S.311f., Bd.2, S.417f. 猶, 陪席裁判官の推薦の詳しい仕組みについては, H. Conrad, op.cit., S.163を参照。
- 83) ミッタース＝リーベリッヒ著・世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』1971年, 462頁以下に簡潔な説明がある。より詳しくは, Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, Bd.2, 1978, S.451f.を参照。帝国議会の斯様な議決方式は帝国最高法院の審理の在り方に直接的に影響を及ぼすことになった。猶, この問題については, Pütter, op.cit., Bd.2, S.77ff.で詳しく論じられている。当然ヘーゲルは当該箇所を読んでいた。
- 84) 正式の査察は, 1588年に中止されて以来実施されていなかった。詳細は, Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, Bd.5, 1998, S.927を参照。猶, 帝国最高法院は当時, 帝国自由都市Wetzlarに置かれていた。
- 85) この査察の経緯については, 上掲の金子訳217頁でも簡潔に紹介されているが, Pütter, op.cit., Bd. 3, S.121ff.に31頁に亙る詳細な記述がある。特にS.146f.で, 1775年にCorpus EvangelicorumとCorpus Catholicorumとで正反対の結論に到達した経緯が詳述されている。
- 86) 原語はdie oberste Staatsgewaltである。その担い手が皇帝と帝国等族である。彼等が帝国議会の構成メンバーである。
- 87) 原語はsie gibt ein Gesetz.であり, 立法Gesetzgebungを指示する。
- 88) 原語はdie oberstrichterliche Gewaltである。このままであれば, 直前の「帝国裁判所」(die Reichsgerichte)の換称と看做し得る。然し, 文脈的には, 帝国裁判所による解決, 帝国議会による解決, 帝国等族同士の示談による解決が, 解決されるべき問題の重要性に対応している, という議論構造が認められるから, 当該箇所は寧ろ「最高国家権力」(die oberste Staatsgewalt)と修正することも不可能ではないと思われる。
- 89) 完全に対応する選挙協約乃至基本法は, 見出し得ていない。ヴェストファーレン講和条約には, 裁判や示談でも解決できない場合に武力に訴えることを許容すると解釈し得る条文が存在する。即ち, オスナブリュック講和条約第17条第6項, ミュンスター講和条約第124条。
- 90) 上掲金子訳217頁以下でも指摘されている通り, ユーリッヒ＝クレウエ(Kleve)継承問題(戦争)(1609-1614)の間違い。ユーリッヒ＝クレウエ＝ベルクのJohann Wilhelmが1609年に死去した後に, その領地の継承権を巡って, ブランデンブルク家のJohann Sigismund公

- とプファルツ＝ノイブルクの Wolfgang Wilhelm 公の間で勃発した継承戦争。両者を支持する、当時組織されたばかりのプロテスタント同盟とカトリック連盟との対立へ発展していった。そして、クサンテン (Xanten) の講和条約 (1614) での領地分割を以て暫定的な解決に到達するも、同問題の最終的な解決は三十年戦争後に持ち越されることになった。
- 91) バイエルン選帝侯 Maximilian III. Joseph が 1777 年に死去した後に、その領地を継承したプファルツ選定侯 Karl IV. Philipp Theodor のバイエルンへの無関心に乗じてバイエルンに侵入した神聖ローマ帝国皇帝 Joseph II. と、それに反対するプロイセン王 Friedrich II. との間の戦争 (1778-1779)。この戦争では、実戦の行なわれた期間は短く、10 カ月にも互って Friedrich II. と皇帝の母 Maria Theresia との間で外交交渉が行なわれた。その間、兵士が戦争をするのではなくジャガイモを掘っていただけ、と云う意味で、「じゃがいも戦争」と揶揄された。
- 92) Pütter, op.cit., Bd 2, S.327 の以下の記述を殆どそのまま援用している。„In den Jahren 1699. 1707. und 1710. giengen auch schon drey von des Herzog Ernsts Söhnen ohne Nachkommen ab, wodurch deren Antheile Coburg, Eisenberg und Römheld erlediget wurden. (Erst nach diesen Streitigkeiten sind hernach durch neue Verträge insonderheit im Jahr 1735., nachdem nicht weniger als 206. Reichshofrathsconclusa in diesen Sachen ergangen waren, endlich anderweite Vertheilungen geschehen, ...)”
- 93) 北ドイツの或る領地を巡る二人の貴族間の紛争が惹起した、二種類の帝国裁判所の権限、従って皇帝の留保権 (Reservatrecht) を巡る衝突を背景にもつ問題。Lüttich の司教が一方の貴族の依頼に基づいて帝国最高法院に問題を持ち込んだことが事の直接的な発端。プロイセンは帝国最高法院の判決を執行する役割を与えられた。然し、事態は複雑で、プロイセンは、判決を逸脱して対立を独自に武力で調停しようとして失敗、結局、判決に従った決着を付けない儘に手を引いてしまった。事件の直接的経過については、Hegel's political writings, Oxford 1964, p. 186 に附された T.M. Knox の註に詳しいが、背景に在る歴史的な文脈については、Pütter, op.cit., Bd 3, S.166ff. に詳しい説明が見出される。
- 94) プロイセン王国を指す。
- 95) 判決が有力な帝国等族 (例えばプロイセン) に関わるものである場合には、その判決は執行されない、換言すれば、有力な帝国等族の前では判決が無力なものであるに過ぎない、と云う事実が指摘されている。
- 96) 判決が有力な帝国等族に関わる場合には、法乃至正義 Recht ではなく、権力 Macht 乃至政治 Politik が判決の執行を左右する、と言われている。
- 97) 現存する清書稿には、前章の表題が含まれていない。此处での表題から推測する限りでは、例えば G. Lasson が内容に即して再構成したものとは大きく異なる仕方では清書稿全体が章区別されていた可能性がある。
- 98) 原文は、Verbrechen der verletzten Majestät である。強いて直訳すれば、「主権が棄損される犯罪」。
- 99) 原文は、„; in dem die Macht rechtmässig ist, welche sich ihm widersetzen kann.“ である。Lasson 版では、in dem を indem と読む。Schriften zur Politik und Rechtsphilosophie, hrsg. von Georg Lasson, 1923², S.70. 茲でも、それに従う。然し、dem を der Staat を先行詞とする関係代名詞と解釈して、「そのことは法的に行なわれており、国家に反抗し得るような権力は国家の中で法に則っているのである。」と読むことも可能であろう。
- 100) 1801 年の夏頃に成立したと推測されている草稿には、古いドイツ的自由の支配した時代について記述した以下の様な文章があり、そこには Nation の概念も登場している。„Der spätere Zustand geht unmittelbar von jenem Zustand aus, worin die Nation, ohne ein Staat zu seyn, ein Volk ausmachte;“ GW. Bd 5, S.59.
- 101) 当該文脈では、野蛮と教養形成の対立を原理として国家の在り方を二種類に分けているが、直

前の規定に従う限り、野蛮と国家は厳密には対立する概念である。然し、茲では国家に於ける統治者と被統治者との関係の在り方の区別に従って国家が野蛮状態と教養形成状態の二種類に分類されている、と解釈して、斯様な補足を施す。

